

学習指導要領における人権の主な記述

○小学校学習指導要領（平成20年3月告示）

総 則

第1 教育課程編成の一般方針

2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

社 会

〔第6学年〕

2 内容

(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。

【小学校学習指導要領解説 社会編】〔第6学年〕内容の(2)関連抜粋)

「現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考えに基づいていることを考えるようにする」とは、日本国憲法に定められている国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本となる事柄を調べることによって、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本理念である国民主権の考え方と深くかかわっていることを、日常生活における具体的な事柄と関連付けて考えることができるようにすることである。

【小学校学習指導要領解説 社会編】〔第6学年〕内容の(2)イ関連抜粋)

「国民としての権利及び義務」について調べるとは、日常生活に見られる国民の権利、義務に関する具体的な事例を取り上げて調べ、生命、自由及び幸福の追求に対する国民の権利は侵すことのできない永久の権利として国民に保障されたものであり、それを保持するためには国民の不断の努力を必要とするものであること、参政権は国民主権の表れであり、民主政治にとって極めて重要であること、また、国民は権利を行使する一方で、勤労や納税の義務などを果たす必要があることなどを理解できるようにすることである。

その際、権利の行使について、国民は公共の福祉のために諸権利を行使する責任を伴うものであり、他の人々の権利の行使に十分に留意する必要があることについても理解できるようにすることが大切である。

総 則

第1 教育課程編成の一般方針

2 学校における道德教育は、道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。

社 会

〔公民的分野〕

2 内容

(3) 私たちと政治

ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。

【中学校学習指導要領解説 社会編】（公民的分野 内容の(3)ア関連抜粋）

この中項目は、人間の尊重とはどういうことか、それはどのような方法で実現できるのか、なぜ法に基づいて政治が行われることが大切なのか、などについて理解させるとともに、天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させることを主なねらいとしている。

また、内容の全般にわたって、「日本国憲法の基本的な考え方を理解させる」（内容の取扱い）としており、この中項目では、日本国憲法の基本的原則を具体的な生活とのかかわりから学習させ、自由・権利と責任・義務の関係を社会生活の基本として広い視野から正しく認識させることが必要である。また、日本国憲法が、基本的人権の規定とそれを保障する政治機構を主な内容としていることなど、日本国憲法の構成を大きくとらえさせることが大切である。

「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を

理解させる」については、民主主義は個人の尊厳を基礎とし、すべての国民の自由と平等が確保されて実現するものであることについて理解を深めさせることを意味している。その際、人間が生まれながらにもつ権利として保障されている基本的人権の意味を中心に考えさせるとともに、それを保障している法の意義について理解させる。

(中略)

「日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則として
いることについての理解を深め」については、まず、基本的人権の尊重が日本国
憲法の基本的原則となっていることについて、二つの点から理解させることを意
味している。

一つは、基本的人権の理念が、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であ
り、過去幾多の試練に堪えてきた価値あるものであること、いま一つは、基本的
人権の理念が、自由で幸福な人間らしい生活を願う人々にとって、広く支持され
得る普遍的な内容をもっているので社会生活を具体化する有効な指針となること
である。すなわち、現代の社会生活において、人間の生き方が問われ、豊かな人
間性を育てることが基本的な課題として重視されているが、その際、人間の尊重
を核心とする基本的人権の理念は最もすぐれた具体的な指針となると考えられる
のである。

総 則

第1款 教育課程編成の一般方針

2 学校における道德教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道德教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

公 民

第1 現代社会

2 内容

(2) 現代社会と人間としての在り方生き方

イ 現代の民主政治と政治参加の意義

基本的人権の保障、国民主権、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ、天皇の地位と役割、議会制民主主義と権力分立など日本国憲法に定める政治の在り方について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに、民主政治における個人と国家について考察させ、政治参加の重要性と民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。

ウ 個人の尊重と法の支配

個人の尊重を基礎として、国民の権利の保障、法の支配と法や規範の意義及び役割、司法制度の在り方について日本国憲法と関連させながら理解を深めさせるとともに、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等などについて考察させ、他者と共に生きる倫理について自覚を深めさせる。

【高等学校学習指導要領解説 公民編】（現代社会 内容の(2)イ関連抜粋）

「基本的人権の保障」については、近代民主政治の発展の中で築かれてきたものであることを踏まえて国家権力と人権保障との関係について考えさせ、基本的人権の保障の充実と発展が民主政治の究極の目標であることについての認識を深めさせると

もに、現実の政治においてどのように基本的人権が保障されているかなどについて理解を深めさせる。

【高等学校学習指導要領解説 公民編】（現代社会 内容の(2)ウ関連抜粋）

「個人の尊重」については、すべて国民は、尊厳をもつかけがえない人格として、一人一人が尊重されなければならないことを理解させる。そして、このような個人の尊重原理が、人々が互いに協力して社会生活を行う上で前提となる条件であって、基本的人権の保障や法の支配の基礎であるとともに、民主政治の究極の目標であることについて理解させる。

「国民の権利の保障」については、国民主権を基礎とする憲法において基本的人権を保障する意義を考察させ、自由、平等、適正手続の保障など、日本国憲法が保障する基本的人権の基礎となる価値や概念について理解を深めさせる。そして、これらの価値や概念に基づいて、国家と個人あるいは個人と個人の問題に関する問題を自ら考察することができるようにすることが大切である。

（中略）

「自由・権利と責任・義務」については、自由・権利と責任・義務は切り離すことのできない関係にあることを理解させる。その際、自らの自由や権利を主張するということは、同時に他者に対しても同様の自由や権利を認めることが前提であること、自由や権利の行使に際しては、他者の自由や権利を侵害しないという制約を伴うこと、及び、義務や責任を果たすことによって初めて社会的な関係において自己の個性を生かすことができることを、具体的な事例を通して考察させる。例えば、基本的人権に関する課題を設定し、「幸福、正義、公正などを用いて考察させる」（内容の取扱い）。その際、なぜそのような基本的人権の保障が主張されるのか、そのような権利の保障と、他者の権利や公共の利益とをどのようにして調和させるかについて考察させることが考えられる。

「人間の尊厳と平等」については、人々は多様な価値観や考え方をもち、ときとして対立することもある。しかし、互いに同じ人間であり、尊厳をもつかけがえない人格として平等であること、それゆえ、他の人々の願いについても自分の場合と同様に理解し尊重することが必要であることを考察させる。その際、暴力を否定し、差別のないよりよい社会を実現することが、他者のもつ尊厳を尊重する基本であることを認識させることが大切である。

「他者と共に生きる倫理について自覚を深めさせる」については、民主社会においては、各人が自己の個性を発揮し、また同時に他者の人格を尊重し共に協力して生きていくことが大切であり、そのためには、相互信頼と相互尊重の精神をもって、他者に対して公正な配慮を行うことが重要であることについて自覚を深めさせる。

第3 政治・経済

2 内容

(1) 現代の政治

ア 民主政治の基本原則と日本国憲法

日本国憲法における基本的人権の尊重，国民主権，天皇の地位と役割，国会，内閣，裁判所などの政治機構を概観させるとともに，政治と法の意義と機能，基本的人権の保障と法の支配，権利と義務の関係，議会制民主主義，地方自治などについて理解させ，民主政治の本質や現代政治の特質について把握させ，政党政治や選挙などに着目して，望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させる。

【高等学校学習指導要領解説 公民編】（政治・経済 内容の(1)ア関連抜粋）

「日本国憲法における基本的人権の尊重，国民主権，天皇の地位と役割，国会，内閣，裁判所などの政治機構を概観させるとともに」については，日本国憲法が，基本的人権の尊重，国民主権を基本原則とする点で国民国家の枠を超えた普遍性をもっていることに気付かせ，民主政治の諸原理やそれらに基づく政治制度と関連させて理解させることが大切である。

（中略）

「基本的人権の保障と法の支配」については，まず，近代国家には，国民の基本的人権と国家の基本的な制度的枠組みを定めた最高法規として憲法があることを理解させ，法の支配や立憲主義の考え方が成立した近代政治の過程にも触れながら，憲法が定められ，国民の自由や権利が保障されていることの意義を理解させる。

（中略）

「権利と義務の関係」については，個人の尊厳と法の下での平等の原理に基づき，人はそれぞれ自己の権利を主張しその保障を要求し得ると同時に，他者の権利を尊重する義務を負うということ，すなわち，権利とは義務を伴うものであることを理解させる。その際，社会における権利相互の衝突とそれらにかかわる裁判所の判断，契約における権利と義務の関係など具体的な事例を取り上げ，権利と権利の衝突を調整する原理として公共の福祉という考え方などがあることを理解させる。